

## 「アセットオーナー・プリンシプル」の受入れについて

全国卸商業団地企業年金基金（以下、当基金）は、アセットオーナー・プリンシプルの趣旨に賛同し、受け入れることを表明します。

### 「アセットオーナー・プリンシプル」の各原則への対応

原則1. アセットオーナーは、受益者等の最善の利益を勘案し、何のために運用を行うのかという運用目的を定め、適切な手続に基づく意思決定の下、経済・金融環境等を踏まえつつ、運用目的に合った運用目標及び運用方針を定めるべきである。また、これらは状況変化に応じて適切に見直すべきである。

当基金は、加入者等に対する年金および一時金の給付を将来にわたり確実にを行うため、長期にわたり安定的な収益を確保するという運用目的を定めています。また、運用目的に沿って、予定利率に相当する利回りを運用目標とし、具体的な資産構成割合やリスクに関する考え方等を運用方針として、「年金資産運用の基本方針」に定めています。

なお、「年金資産運用の基本方針」は、理事会および代議員会における意思決定手続きのもと策定し、経済・金融環境の変化等に応じて適宜見直しを行っています。

原則2. 受益者等の最善の利益を追求する上では、アセットオーナーにおいて専門的知見に基づいて行動することが求められる。そこで、アセットオーナーは、原則1の運用目標・運用方針に照らして必要な人材確保などの体制整備を行い、その体制を適切に機能させるとともに、知見の補充・充実のために必要な場合には、外部知見の活用や外部委託を検討すべきである。

当基金は、法令等に基づき、理事会において運用責任者である運用執行理事を選出するとともに、十分な運用知識を有する人材の育成に継続的に取り組んでいます。また、知見の補充・充実のため、運用受託機関等の外部の機関から情報提供を受けています。

原則3. アセットオーナーは、運用目標の実現のため、運用方針に基づき、自己又は第三者ではなく受益者等の利益の観点から運用方法の選択を適切に行うほか、投資先の分散をはじめとするリスク管理を適切に行うべきである。特に、運用を金融機関等に委託する場合は、利益相反を適切に管理しつつ最適な運用委託先を選定するとともに、定期的な見直しを行うべきである。

当基金は、加入者等の利益の観点から複数の運用方法を検討するとともに、分散投資などにより可能な限りリスクを抑えた運用を行っています。運用委託先の選定は、利益相反に留意し、複数の候補先に対する定量面や定性面の総合的な評価に基づき行っています。

また、運用委託後は定期的なモニタリングを実施する中で、必要に応じて運用委託先の見直しを行うことにしています。

原則4. アセットオーナーは、ステークホルダーへの説明責任を果たすため、運用状況についての情報提供（「見える化」）を行い、ステークホルダーとの対話に役立てるべきである。

当基金は、加入者等に対して、年1回「基金だより」を発刊・ホームページに掲載し、「年金資産運用の基本方針」の概要や運用状況に関する情報を提供しています。また、事業主代表及び加入者代表で構成する代議員会で年金資産の運用状況を報告し、代議員会での質疑応答等を通じて、ステークホルダーとの対話を行っています。

原則5. アセットオーナーは、受益者等のために運用目標の実現を図るに当たり、自ら又は運用委託先の行動を通じてスチュワードシップ活動を実施するなど、投資先企業の持続的成長に資するよう必要な工夫をすべきである。

当基金は、運用委託先の日本版スチュワードシップ・コードの取組状況を定性評価項目の1つとし、運用委託先が日本版スチュワードシップ・コードの受入を表明している場合には、その活動状況について報告を求めています。また、企業年金スチュワードシップ推進協議会に加入し、協働モニタリング活動を行っています。